

会報 ながの

第185号
平成24年 新年



長野県土地家屋調査士会



土地家屋調査士倫理綱領

1. 使 命
不動産に係る権利の明確化を期し、
国民の信頼に応える。
2. 公 正
品位を保持し、公正な立場で
誠実に業務を行う。
3. 研 鑽
専門分野の知識と技術の向上を図る。

表紙写真の説明 『北向観音（天台宗常楽寺・上田市別所温泉）』

善光寺が「来世の利益」、北向観音が「現世の利益」に御利益があるそうです。本文「年男に聞く」（上田支部・上島先生）の文中にもありますが、片詣りにならないためにも、善光寺にお詣りの際はこちらまで足をのぼしてはいかがでしょうか。

（会報編集委員 品田尚志 撮影）



平成24年元旦



長野県土地家屋調査士会

会 長	宮 下 照 也
副 会 長 (総括担当)	上 原 兼 雄
同 (総務部担当兼 総務部長)	芦 澤 文 博
同 (財務・広報部担当 兼財務部長)	松 本 誠 吾
同 (業務研修部担当)	小 山 良 生
理 事 (総務部)	猪 飼 健 一
同 (総務部)	竹 花 伸 一
同 (総務部)	草 間 範 夫
同 (財務部次長)	中 塚 憲
同 (業務研修部長)	菅 澤 徹 夫
同 (業務研修部次長)	金 田 政 孝
同 (業務研修部)	清 水 明 夫
同 (業務研修部)	高見澤 今朝雄
同 (業務研修部)	関 昭 夫
同 (業務研修部)	田 口 正 幸
同 (広報部長)	佐 藤 恵 明
同 (広報部)	堀 口 隆
同 (広報部)	豊 島 久 芳

目 次

新年を迎えて	会 長 宮 下 照 也	3
年頭の御挨拶	長野地方法務局長 根 岸 良 一	4
〈新春特集〉		
年男に聞く	松本支部 永 田 弘	6
	長野支部 峯 村 周 治	7
	大町支部 郷 津 哲 雄	7
	上田支部 上 島 孝 雄	8
	長野支部 荒 井 正 行	9
	長野支部 品 田 尚 志	9
業務研修部からの報告	業務研修部長 菅 澤 徹 夫	10
飯田支部の動き	飯田支部長 宮 下 富 男	12
平成23年度松本支部研修旅行	松本支部 荒 井 伸 介	12
法務通信10月号「土地家屋調査士ひろば」より		
印象に残っている歴史的資料	広報担当副会長 松 本 誠 吾	15
第31回関東ブロック協議会親睦ゴルフ大会報告	木曾支部 越 取 淳 一	19
干支（えと）薄識	広報部担当 豊 島 久 芳	20
平成23年度土地家屋調査士試験合格証書交付式		21
詰 将 棋（第11回）	長野支部 北 原 匡 尚	21
『調査士の経験談シリーズ』 第11回目	長野支部 北 城 弘 幸	22
佐久長聖中学校土地家屋調査士会見学会の報告	広報部長 佐 藤 恵 明	23
お知らせコーナー		24
会 務 日 誌		41
会 員 の 動 静		47
編 集 後 記		49



新年を迎えて

会長 宮下 照也

会員の皆様、謹んで新春のお喜びを申し上げます。皆様には、お元気で新年を迎えられたことと拝察しお喜び申し上げます。しかしながら、昨年は東日本大震災、長野県北部地震と日本の各地が大きくゆれ、6月には私の地元松本でも震度5強という大きな地震が発生、改めて他人事でないと思い知らされました。現状を報道で接するたびに、被災者やその関係者が素直に新春を迎えられなかった関係者を思うと、喜びも半減しております。

図らずも一昨年より本会で取り組んでいる災害対策委員会も、今回の震災により規則等が机上の空論である部分が見つかり、見直しを余儀なくされました。数回にわたる委員会開催により、まだまだ不十分であるとは思いますが、より実態に即した規則が理事会を通過し、万が一会員が被災された場合に会員に対しての対応が出来るようになりました。これからは会員との被災訓練等を通じ、より一層事態に対応できるような規則に則ったマニュアルの整備が急がれます。また、災害時に土地境界の専門職として県民に対し何が出来るかの検討も課題として残っております。

さて、23年度の会務及び事業も、会員皆様の協力と支部役員を含む役員の協力により順調に消化しており感謝申し上げます。

我々調査士を取り巻く環境の中で、沈静化したと思えた「登記の事務・権限等の地方への移譲」論議が、政権交代に伴い再浮上する兆しが見え始めたとの事であり、本会では政治連盟と連携をとりながら、これからも反対をしていきますので、会員におかれましても地方・国会問わず議員の皆さんに、機会あるごとにその不合理性を説いていただくようお願いいたします。

昨年11月に実施された長野地方法務局の「土地建物実施調査要領」につきましては、一部会員の調査報告書がきちんと記載されていないことに伴う実地調査が、登記事務処理の遅滞の一因と考えられ、再度研修会で記載方法について徹底が必要と感じられます。

また、本年1月には非調査士の登記行為や調査士法違反者を調査する為（調査士法施行規則39条の2）、本局・支局において申請書の調査が行われ、非調査士や本会会則違反者は法務局に報告となりました。この中で懸念されていた証紙貼付義務違反者が少なからず発覚し、本会としても厳粛に受け止め、これからの対応を協議していく方針ですが、会員各位には会則遵守の徹底をより一層望みます。

A D Rについては、「境界問題解決支援センター長野」への相談申し込みが少なくなってきたおり、筆界特定制度との連携、支部・会員に

お手伝いいただく無料相談会の実施等、また、関係団体への協力依頼により県民への知名度アップが課題となっております。しかしながら一方で、運営委員会を中心とした研修の成果により、会員が紛争に発展する前に未然に解決しているのではとの考えもあります。

本年はヨーロッパに始まる世界的規模の経済

危機、国内では人口減少による不動産取引の減少、震災による一部特需は見込まれるものの消費税増額による消費の落ち込みなど、取り巻く環境がプラスに転じていく要素が見当たらない世情ではありますが、被災地の復旧・復興が一日でも早く完了することを祈りつつ、会員の皆さんが心豊かに過ごせるよう願います。



年頭の御挨拶

長野地方法務局長 根岸良一

新しい年を迎え、本来であれば、新年の御挨拶をさせていただくところですが、昨年発生した大災害を思いますと申し訳ございませんが失礼させていただきます。

会員の皆様におかれましては、御家族お揃いで佳き新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

平素、法務行政の円滑な運営に格別の御理解と御協力をいただいておりますことに対し、心から御礼申し上げます。本年もよろしく願いいたします。

昨年、未曾有の被害をもたらした東日本大震災が発生して、既に10か月余りが経過しました。今なお被災地域における法務局の施設や事務処理体制にも甚大な影響を及ぼしております。本県におきましても、長野県北部を震源とする震度6強の強い地震が発生し、下水内郡栄村では、多くの建物が倒壊するなどの被害を受けました。

現在、被災地域におきましては復旧・復興が本格化しているところであります。

昨年9月に発足した野田内閣は、東日本大震災からの復旧・復興を内閣が取り組むべき最大かつ最優先の課題として位置づけ、昨年7月29日に東日本大震災復興対策本部において決定された「東日本大震災からの復興の基本方針」に基づき、一つ一つの具体策を着実かつ確実に実施していくこととしています。

法務局といたしましても、この復興基本方針を踏まえて、被災者からの登記等に関する相談、倒壊または流失した建物の滅失登記、筆界の確認及び地図の再整備、滅失した戸籍の再製など、法務局の果たすべき役割を確実に実施していく必要があります。全国の法務局が一丸となって取り組んでいるところでございます。当局におきましても被災地支援のため、応援職員を派遣したり、栄村地域における相談所の開設、倒壊建物

の職権滅失登記等について作業を進めているところであります。

長野県土地家屋調査士会におきましても、東日本大震災により被災された皆様に対する義援金の募集や長野県北部の地震によって被災された方やその関係者の皆様を対象として、栄村地震「心配ごと相談会」を栄村役場において開催されるなどの取組を実施され、多大な成果をあげられていると伺っております。

さて、当局では、昨年2月21日に木曾支局に地図情報システムが導入されたことにより、全支局において地図情報システムによる事務の取扱いを行っております。さらに、昨年4月からは、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく乙号事務の包括的民間委託が全庁に導入されました。また、オンライン申請につきましては、長野県土地家屋調査士会上げの御支援と会員の皆様の御協力により全法務局の中でも高い利用率を示しており、この誌面をお借りして、心から感謝申し上げます。オンライン申請につきましては、昨年2月14日に登記・供託オンライン申請システムへの切替えが行われ、より利用しやすくなっております。さらに、本年1月10日からは、供託関係、成年後見登記関係、電子公証関係につきましても受付が開始されております。今後もさらに利用しやすい環境作りと利用者促進に取り組んで参りますので、変わらぬ御支援と御協力をお願い申し上げます。

ところで、登記所備付地図の整備につきましては、各分野から整備推進への要望が寄せられ、

高精度の地図に対する国民のニーズはますます高まっております。当局では、本年度、本局管内において登記所備付地図作成作業を実施して参りましたが、引き続き、平成24年度は、松本支局管内において実施することとしています。これら地図関係の諸施策につきましては、何といたっても会員の皆様の御協力が不可欠です。今後とも、より一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。また、貴会で設置されている「境界問題解決支援センター長野」につきましても、ADR法に基づく法務大臣の認証を受けられ、弁護士との協働による境界に係る紛争解決のサポート体制が構築されたことに伴い、ますます専門的な知見を生かした活躍の場が広がっていくものと期待しております。

さらに、筆界特定制度は、創設後5年が経過し、この間、申請事件は高水準で推移しており、着実に国民の間に定着してきているものと考えております。皆様には、筆界調査委員として極めて大きな役割を担っていただいております。この制度が国民の信頼に込め得る確固たる制度として発展していくために、引き続き御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

今後も、法務局といたしましては、国民の皆様の期待と信頼に応えるため、職員一丸となって適正・迅速な事務処理を始め、各種施策の充実・推進に努めて参りたいと考えております。

長野県土地家屋調査士会並びに会員の皆様にとりまして、この一年が実りの多い一層の飛躍の年となりますよう祈念申し上げ、年頭の御挨拶とさせていただきます。

「新春特集」誌上インタビュー



今年、年男を迎えられた会員に寄稿いただきました。内容は次の質問にお答えいただく形式になっています。

質問事項

- (1) あなたが調査士になったきっかけは？
- (2) 思い出に残っている仕事は？
- (3) あなたの趣味は？
- (4) あなたの健康法は？
- (5) 調査士会と会報へのご意見は？
- (6) その他

松本支部 永田 弘
(昭和3年生)

(1) 昭和3年11月19日生まれ、83歳、松本支部の最高齢者である。

昭和20年大東亜戦争も敗戦で終わり、食料不足の中で農家の長男であり、農業を継ぐ以外になかったのである。世の中も落ち着いてくると米価も頭打ち、木工団地の工場群が出来る、土地が売れる、家出来る、正にさまがわりである。友人の紹介で工場に勤めるが、第二次石油ショックで左前になる。1月、社長の話を聞きながら土地家屋調査士への転向を決意した。

47歳の年の2月1日より勉強に入った。5月に測量士補、8月に土地家屋調査士、10月に宅地建物取引主任者、翌年1月には行政書士を手中に収め、2月には土地家屋調査士、行政書士事務所を開設。以来35年、事業も順調にて今日に至る。

(2) 平成3年である。小学校時代の知人である不動産屋が仕事を持ってきた。私の土地の隣を東京の食品会社が半分を買い、半分を借り

るので分筆してくれというのである。その仕事をして2ヶ月、そこにオウム真理教の麻原彰晃が建物を建てるという通知が来た。正にびっくり仰天である。反対集会を開いたところ、新聞テレビが押しかけて大騒動と成り、オウム反対対策委員会が結成され、私も事務局長ということになり、裁判を起こした。オウムが裁判官を狙って松本サリン事件を起こし、河野さんの奥さんをはじめ数人が死亡、多数の被害者を出す事態となってしまった。連日連夜、新聞、テレビはオウムの報道がされ通しであった。麻原教祖の逮捕により事件も終息し、道場跡地も変なものに買われるよりはと我々の手で四区画に宅地造成し、6mの開発道路も造成され、さしもの大事件も終息を見ることになった。

(3) 多忙の中での旅行である。83歳ともなると足が衰えて思うに任せない。アメリカ旅行をとも考えているが実行不可能に近い。

(4) この原稿が活字になる頃には退会しているかなとも考えながら筆を置く。

(6) 物事にくよくよしない事かなと思う。

長野支部 峯村周治
(昭和15年生)

- (1) 少し長くなりますが、私にはほろ苦い思い出があります。それは、農業高校を出て家で農業をしていましたが、打続く台風被害に嫌気がさし、測量も何も知らずに東京の建設会社に入り、現場監督をしていた頃のことです。毎晩同僚と飲み歩いていたある時、先輩から「峯ちゃん、あんたこの会社で一生終わるのなら今のままでもいいが、そうでなかったら何か資格を持たないと、あんたの経歴では誰も相手にしてくれないよ」と言われ、いっぺんに酔いが覚めた心地でした。四谷のバーでの私の人生を変えたひと言でした。翌日早速神田の古書店で測量学上下と問題集を買い求め、この3冊だけを頼りに翌年測量士を取りました。その後別の建設会社に移りましたが、調査士、宅建、衛生管理、施工・造園管理等々、

毎年資格を取り続け、後に行政書士も取りました。そんなことで、私の調査士登録は昭和44年と古い方ですが、本格的に業務に取り組んだのは、定年退職後からです。結局きっかけは、人生を変えたあの一言でした。

- (2) 仕事ではありませんが、昭和時代の登記官は、とても怖い存在だったことを思い出します。
- (3) この年になると、数多くの趣味を楽しみましたが、今はトロピカルフルーツを育てたり、江戸時代の古文書を解読しています。
- (4) 適度な晩酌で、よく眠ることですかね。酒が百薬の長たる条件は「一升飲まずに一生飲め」
- (5) 担当役員の皆様の努力と実行力に、頭が下がります。いつも感謝しております。
- (6) 特にありません。

大町支部 郷津哲雄
(昭和15年生)

- (1) 退職後の余生をどう過ごすべきか、予てから頭にありましたが結論に至らず、平成12年10月末に40年余の役場勤めを60歳で退職しました。結局、昭和44年に3回目の試験で合格した土地家屋調査士の登録を平成13年2月13日行い、この道で再出発してみる決意をしました。

- (2) 最初の仕事です。建物新築の表題登記でした。図面や申請書、添付書類等は整えましたが、法務局への提出が初めてで、近くの先輩に書類を持って教わりに行きました。先輩から親切なアドバイスがあり、今でも感謝しております。

もう一つ、思い出の1件は、数年前大町市の西部山麓に某劇団が既に数棟の資材倉庫等を建設し劇団の使用するセット資材等を保管、管理運営していましたが、さらに、2棟の大型倉庫を建設し、その附属建物新築登記の依頼を受けたときの事です。

まず、その大きさに圧倒されました。そして、時期が時期で雪が胸の高さまであり、どう建物図面を作成すべきかの挑戦でした。

雪中をラッセルし国土調査の基準点を探し、見つけたときの喜びと無事申請できた達成感が今でも懐かしい思い出です。

- (3) 趣味はいろいろやってみましたが、今は健康のためにゴルフを少しやっています。
- (4) 好きな酒はなるべくほどほどにし、家の近くを10～20分ほど歩いたり、気が向いたらゴルフ練習所に行って100球程打ったりする程度です。
- (5) 土地家屋調査士会はとてもよい組織でありがたく思います。長野県土地家屋調査士会の会報はとてもよくできています。よい資料になります。ぜひ続けてください。
- (6) 私の次男で、補助者をしている息子が昨年調査士の試験に合格してくれました。コンピュータの時代になり、息子の時代だなどと思います。私もやっと安心しました。

上田の冬

平成24年1月8日

上田支部会員 年男の上島孝雄
(昭和27年生)

元旦、すがすがしい日の出とともに新しい年を迎えました。

昨年は、3月11日の東日本大震災（平成23年12月30日現在死者15,844人・行方不明3,451人）とそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故、又翌12日の長野県北部の地震をはじめ豪雨や台風など全国各地で大規模な自然災害が発生し、大勢の尊い命が犠牲になりました。亡くなった方々の無念を思うと、私に今できることを考え、一時的な行動でなく長期に渡る行動をして行く予定です。現地の方々には冬本番の中、のくとくして（上田弁・暖かくして）体に気をつけ過ぎて頂き、新しい年が良い年になるようにと念じます。

数年前上田の夏を会報に寄稿しましたが、今回上田の冬を紹介します。

上田は、人口159,080人（平成23年12月末現在）面積552、自称日本の真ん中に位置して昼夜、冬夏の寒暑の差が大きく年間の降水量が約900ミリメートルと全国でも有数の小雨乾燥地で典型的な盆地です。

こんな環境の中で私は仕事をしてきましたが、今年は年男です。

年末31日から1日にかけて別所温泉にある北向観音に妻とお参り（2年参り）に出かけました。北向観音は、厄除観音として有名で、北向きで南向きの長野市の善光寺と向かいあっていて、善光寺に参拝したら北向観音にも参拝しないと片参りになって願いがかなわないと言われ

ております。31日夜11時30分から参道に並び（気温－6度）一時間位かけて参拝してきました。今年は、4万人の人出だったとの事です。



1月7日～8日になりますと信濃国分寺の八日堂縁日が開かれ、7日の夜にでかけました。私の家から歩いて20分程で、車で行くと駐車場が混雑していますのでいつも歩いて行きます。厄除開運のお守り・蘇民将来符（そみんしょうらいふ）が販売されます。ドロノキを成形して蘇民、将来、子孫、人也、大福、長者の文字と魔除けの文様が書き入れてあります。最初は小さいものを求め毎年すこしずつ大きなものを求めます。今年は私も年男なので、一番小さい蘇民将来符をもとめました。ここではダルマ市も開かれますが、私は、旧市内で育ちましたので横町にある伊勢宮大神宮、通称・おたやさん・祭り（1月14日～15日）の14日の夜に歩いて（3分）行き、ここでダルマさんを求めることにしています。

上田の冬はしみ死んじゃう（寒さがきつい）日が多いですけど、外での色々な行事があります。どんど焼き、道祖神祭り等、私も自治会の中で役員・PTAの皆さんとともに毎年参加して過ごします。

今年の冬は節電に心がけながらも、健康に留意して良い年をお過ごし下さい。

長野支部 荒井正行
(昭和27年生)

- (1) 公務員として、2年半程勤めましたが、別の仕事をしたいと思い退職しました。
特に調査士業務に興味があったわけではなかったのですが、退職後、測量専門学校に行き、その後、測量会社を経て、昭和63年に登録、現在に至っています。
- (2) これまでの業務の中で、特に思い出に残っているというものは、浮かんできませんが、依頼業務が無事完了したときは充実感があります。こんなことは滅多にありませが、予定どおり業務が完了したということで、請求額以上の報酬を持参いただき、感謝されたことがあり、嬉しかった思いがあります。
- (3) お話するような趣味はありません。
- (4) 健康法とまではいえませんが、夕方、

- 週2～3回、2.5km位の散歩をしています。季節毎の空、空気が違い気持ち良いのですが、用事等があったりすると、続けることが難しいこともあります。でも、ある程度歩かないと、歩きたくなるので習慣になってきているので続けたいと思っています。
- (5) 調査士会の役員を前期まで務めさせていただきましたが、役員は、日々、会務に携わっています。ちょうど、水鳥でいいますと、水面上の姿は悠然としていますが、実は、水面下では、懸命に移動するために足を動かしています。役員はこんな状況で会の業務執行を進めていると思えるのです。役員を務めたからといって、決して味方をするわけではありませんが、ご苦労様です。
意見ではなくなってしまう申し訳ありません。

長野支部 品田尚志
(昭和39年生)

- (1) 司法書士事務所に勤務していた頃、椎間板ヘルニアになり入院しました。医者からデスクワークは腰に良くないと言われ、もっとコンスタントに体を動かす仕事が良いと思い、隣接業種である調査士を志しました。中々、畑違いで苦労しております。
- (2) 開業が遅く記憶に残る仕事もまだ有りませんが、財務省の仕事で岡谷、豊丘、飯田の立会いを1日でやった時は、600K程移動して忙しかった思い出が有ります。また合同事務所内で川の測量をした際、増水に気づかず、帰途の際、浅瀬に車がスタックし、皆でずぶ濡れになりながら車を岸まで押した事もありました。
常日頃思う事は、どの様なお宅へ立会い依頼に行っても、初対面にもかかわらず気持ちよく対応してくれる事でしょうか。…が、先日依頼に行った家の奥様に初めて「今はイイです。」と言われた時は困りました。

- (3) 下手の横好きですが、拙い絵を描く事でしょうか。
- (4) 最近、基礎代謝が落ちたせいか、一度太ると痩せ難くなっています。事務所がアクアウィングの近くなので、週2回は泳ぐようにしています。
いかんせん酒を吞んでしまいますので、元の木阿弥です。
- (5) 平素、滞りなく本会が運営されるためにご尽力されている方々には、誠に感謝しております。これからも宜しく願いいたします。
会報については、編集委員を任されていますが、会員の皆様には、常々原稿依頼に快諾して頂き、誠にありがとうございます。ご協力の下、益々皆様に読んで貰えるような会報にしていきたいと思っております。
- (6) 振り返れば、あっと云う間に半世紀近くになってしまいました。
今後の人生を考えると、不安も大きいですが、無理せず自然体で歩いて行ければ良いかなと思う次第です。

業務研修部からの報告

業務研修部長 菅 澤 徹 夫

会員の皆様明けましておめでとうございます。
平成23年度業務研修部では、3回の会員研修会を計画致しました。そのうち2回は全体研修会として、平成23年8月23日、岡谷市文化会館（カノラホール）において調査士会顧問弁護士の相馬先生による「土地家屋調査士に必要な民事法の基礎知識と倫理」と題して先生の今までの研修の総まとめとして開催致しました。

そして、本年3月12日予定の全体研修会は、昨年3月の東日本大震災の影響で中止となった研修で発表予定であった調査士の研究グループの発表などを中心として、法務局筆界特定室より筆界特定の現状と課題など、盛りだくさんの

内容の研修会を計画しております。また、会員研修を支部単位の研修会として、平成23年9月より12月までの間に、それぞれの支部で開催して頂きました。事前に各支部より研修担当者を選任していただき、その担当者により昨年完成した、「土地境界基本実務の手引き」をもとに、筆界特定の制度と日常の仕事に活用すべく、4時間にわたる研修プログラムを実行していただきました。その主旨は、顔が見える範囲での研修、自分の意見が言える研修、そして、大勢の会員が参加出来る研修を目指しているとのことでした。

各支部の研修会出席率

支 部 名	出 席 率 (%)	支 部 名	出 席 率 (%)	全 体 出 席 率
長 野	60	伊 那	70.3	67.5%
飯 山	56	飯 田	65	
上 田	63	松 本	53	
佐 久	67	木 曾	75	
諏 訪	66	大 町	100	

各支部の研修会場、日時

支部名	開 催 日	時 間	場 所
長 野	12月9日(金)	13:00~17:00	若里市民文化ホール
飯 山	12月2日(金)	10.30~15:00	山ノ内町 安楽荘
上 田	11月16日(水)	13:00~17:00	上田市民会館 第2会議室
佐 久	11月17日(木)	13:00~16:45	佐久市勤労者福祉センター
諏 訪	10月25日(火)	13:00~17:00	諏訪市公民館 2階講義室
伊 那	11月28日(月)	13:30~17:30	いなっせ 701、702号室
飯 田	11月4日(金)	13:00~17:00	飯伊地域地場産業振興センター
松 本	12月8日(木)	9:00~12:30	長野県松本文化会館 第2会議室
木 曾	9月30日(金)	13:30~16:30	長野地方法務局木曾支局
大 町	11月26日(土)	13:00~17:00	おおまち情報センター

出席率を見ると、第1回の全体研修は49.8%であり、過去の実績と比べても高くても50%の前半であったことを考慮すれば、効果があったと確信致します。

また報告書の中の会員の意見として、筆界特定についての事例の研修が必要であること、そして研修担当者としての講師の問題を指摘する支部が複数ありました。このことは重要であり、今後の課題として取り組んで行きたいと考えております。事例等については、境界鑑定委員会により適正な事例により研修が出来るよういろいろなパターンを想定しての研究に取り組んで貰いたいと思っております。

また後半の時期には、土地家屋調査士の報酬についても大変重要な課題と認識しておりますので、このことについて会員研修の課題として

取り組んで参りたいと思っております。

新たに測量研修委員会を立ち上げ、実務に直結する測量のレベルを中級として、その中級測量のマニュアルの作成を行い、順次会員が現場で困らないようなマニュアルを作って行きたいと思っております。長野会は公嘱協会により南牧村にⅧ系原点を1級基準点として登録いたしました。この原点を使って土地家屋調査士としての測量研修を関東ブロック等に呼びかけ、測量のプロとして調査士の技術向上のために活用するような、長期的な研修計画も構築したいと考えております。

会員の皆様より積極的な意見をいただき本会の業務研修に生かして行きたいと思っておりますので、ご意見を賜りますようどうぞ宜しくお願い致します。

政治連盟に加入しましょう
政治連盟は調査士制度発展のために
力を尽くします

長野県土地家屋調査士政治連盟

会長 小 出 國 正

〒380-0872 長野市大字南長野妻科399番地2

電 話 026-232-4566

F A X 026-232-4601

飯田支部の動き

飯田支部長 宮下富男

本年度は3月11日に発生した東日本大震災や大津波・翌12日の長野県北部地震など大きな自然災害に見舞われました。またそれに関連する福島原発事故は、我が国のエネルギー源を根底から再考する事態ともなっております。

さて今年度の会員動向につきましては、平成24年1月現在におきまして会員数33名1法人であり、年々減少傾向にあります。また景気の低迷が続く中、業務量の減少に伴い証紙の売上げも年々下回る状態です。当支部も緊縮財政を余儀なくされ、会員のご理解を得るなかで今年度後期分より支部会費を月額1,000円値上げさせていただきました。今後は経費の節約は勿論のこと、事業の縮小も考えていかなければならないと考えております。

従来松本で行ってきた本会研修会ですが、今回「筆界特定制度について」は支部単位での開催となりました。これにより交通費の軽減とも

なり出席者の増加や忌憚のない意見が出るなど、支部内の結束と融和につながったと思われま

す。この大震災の影響で平成17年度から19年度にかけて行った基準点設置事業の基準点成果が変動してしまいました。当該年度における観測は地元の測量コンサルタントに依頼しましたが、当支部では平成17年より立ち上げた基準点設置委員会が現在に於いても継続し活動してきており、基準点の管理、調査、情報収集等を行っています。次年度は、この委員会を中心に基準点の再測量も兼ねGPSスタティック測量の会員研修を計画しております。

今年度本会の総会が飯田支部での開催が決定しております。飯田での開催は15年ぶりで、会場は昼神温泉の「湯元ホテル阿智川」で予定されております。是非とも大勢の会員の皆様にお越し頂きたいと思

平成23年度松本支部研修旅行

松本支部 荒井伸介

平成23年度の松本支部研修旅行は、10月29日から10月31日の2泊3日の日程による『風情あふれる秋のみちのく路』の旅であった。今年の参加者は正副支部長をはじめとする会員21名、

立川事務長の総勢22名。

今回の旅行は、貸切バスを利用した移動となった。最近の旅行は、安曇野周辺の会員が豊科インターに集合し参加者を乗せて、松本、塩

尻を經由し長野道を南に向かうコースとなっていたが、今回の行程は長野道より、上信越、北関東、東北道を通って行くことから、29日の早朝は、塩尻駅前より松本、安曇野の方面に向かって参加者を乗せることとなった。豊科インターで参加者全員が揃ったところで青木前支部長の乾杯の発声で、一路日本三景松島を目指した。

バスの中ではビール片手に、会話も弾む。北関東に入ってから途中の車中では恒例のビンゴ大会となった。司会はこれまた恒例により、宮下新会員により音頭をとって頂いた。参加者全員慣れたもので、『ビンゴシュート』の掛け声に、腕を突き上げて大いに盛り上がった。

我々一行は東北道を北上し、昼食は白石名物、温麺を頂いた。腹ごしらえが出来たところで、いざ目的地の塩釜港へ…。塩釜港へ向かう車中から外の景色に目を移すと、3月11日の地震により影響を受けた建物や車の被害を確認することが出来た。津波（海水）の高さが如何程であったか、建物の壁面に白く残ったラインから想像することが出来た。数多くの報道によって地震の影響を確認していたが、実際に現地に来たことにより、今回の地震の凄さを肌で感じた。

塩釜観光棧橋より松島観光棧橋までの50分間による遊覧船の松島めぐりにより、さすが日本三景の松島であることを海上に浮かぶ島々の風景より観賞出来た。松島観光棧橋より国宝瑞巖寺を見学、山門に続く参道は鬱蒼とした高い杉並木が瑞巖寺本堂へと導いており、境内の施設は伊達政宗の菩提寺奥州の覇者としての意気込

みが伝わった。

松島で土産品を購入、五大堂を見学し初日の宿泊場所である仙台市内に移動した。初日の宿泊場所は東北随一の歓楽街である国分町。この国分町は東北随一の歓楽街という事だけあって、人の数が多く賑わっていた。

一旦ホテルに入り、荷物を置いて市内の居酒屋『まる・さんかく・しかく』で夕食、翌日のことを忘れる程の盛り上がりであった。その後は、今宵思い思いのグループに別れ歓楽街に消えていった…。

翌日、30日は仙台を後にして、山形県に移動した。美しい最上峡の景観と船頭さん（矢口さん）の民謡を楽しみながら最上川舟下りを体験した。最上川の流れに身をまかせ、船上からの景色を楽しむ『最上峡芭蕉ライン舟下り』、雄大な自然の中を芭蕉ライン自慢の船頭さんの鍛え上げた船唄とユニークなトークを聞きながらゆっくりと下る舟下りは、最高であった。

次は、出羽三山の一つである羽黒山を訪問した。出羽三山とは、山形県庄内地方に広がる月山頂上の月山神社、湯殿山中腹の湯殿山神社、羽黒山頂上の出羽神社の3つの神社である。今回は、山伏の案内で羽黒三神合祭殿を特別参拝し、ご祈祷と国宝の五重塔に足を運んだ。この地は浄めの山として有名なパワースポットになっている。

2日目の宿は、湯の浜温泉の『亀や』、全客室庄内浜が一望、明治6年創業の老舗宿である。宴会前に旅の疲れを温泉で癒し、その後宴会場

に全員集合。北村会員の乾杯で宴会が始まった。

勇壮な日本海荒波太鼓の演奏を聞いた後には、恒例の余興（懇親ゲーム）、昼間の参拝で授かったパワーにより、皆さん大いに盛り上がった。

最終日30日は、宿を出る頃には雨も上がった。まずは、庄内観光物産館でお土産を買い日本海側を新潟方面に南下した。鼠ヶ関で念珠の松庭園を見学し、今回、研修旅行3度目の乗船、桑川港で笹川流れ遊覧船で見事な景観を体験した。日本海の荒波に浸食された洞窟や、奇岩を海上から望む景色は格別。また、遊覧船からのカモメの餌付けも楽しい時間を過ごせた。

村上では、昼食と皇太子妃雅子さまゆかりの

地『おしゃぎり会館』（村上では、祭りに曳き回される山車のことをおしゃぎりと呼ぶ。）を見学した。研修旅行の最後は金属製品製造業で有名な三条の物産センターに寄った。

最終日までの研修旅行を全て終え、あとは三条より高速道をバスに乗り帰路についた。

参加者全員怪我も無く、病気も無く（？）充実した研修旅行になったことは、総務部旅行担当理事として、正副支部長、成田総務部長、理事各位をはじめとする参加会員の皆様、立川事務長、添乗員の小穴さんに心から厚く感謝いたします。



青葉城公園にも地震の跡がありました



法務通信10月号「土地家屋調査士ひろば」より

印象に残っている歴史的資料

広報部担当副会長 松本 誠吾

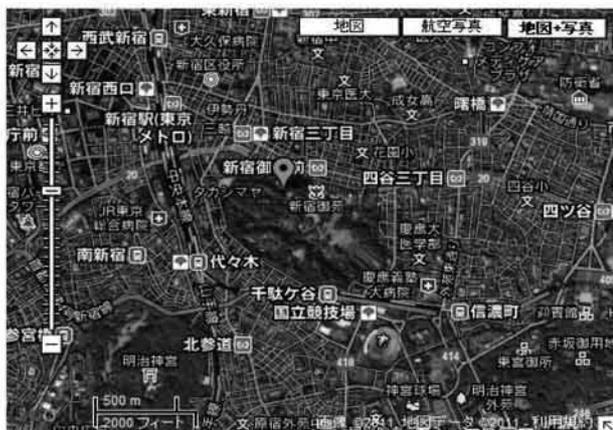
安易に執筆依頼を受け、原稿提出を引っ張った揚句、結局はじめに閃めいた「長野県に関わる印象に残っている歴史的資料」を記すことにした。かじり読み、にわか学習なので、ご存じの方には苦しい場面でもお読み流し頂きたい。

私は、調査士会継続事業として、平成16年より筆界特定制度、ADRにおける境界鑑定の基礎資料として役だつものとして、歴史的資料収集作業に関わらせて頂いてきた。当初は、ご使命でもあり地租改正の資料ばかりが気になっていたが、幼い頃からの道草癖が抜けず、そのうちあまり本業には関係のない事を調べ、今は横路に入り込んだままの状態。机に向かっていれば仕事をしていると思っている女房には話せないお話である。

その1、新宿御苑

信濃南部（現在の長野県伊那市高遠町）に存在した高遠藩下屋敷のあった敷地の一部だということだ。家康公に仕えた藩主仁科正光は、たいそう強い武将で、甲州街道の江戸の要所、入り口の番人としてこの地を任され、馬で走り好きなだけ領地をとるがよいと言われたが、三万石と申し出、後に減らされたともある。また、二代将軍秀忠の四男正之が正光の養子に入ったこともあるのかもしれないが、とにかく広大な土地である。

1690年頃になると江戸幕府が日本橋と高井戸宿の間に新しい宿場を設けようとした地に、当時高遠藩主となった内藤家の中屋敷の一部があったことから、地名が内藤町「内藤新宿」の名称となったとのことである。



新宿御苑 【写真】

Google Earth より転写



古地図（環境省 ホームページ）

3万石ほどの小大名の屋敷跡でこれほどの敷地を、それも一部とは、と知ったかぶりをし、昨年10月、大星日調連元副会長にお会いする機会がありお伝えしたところ、ご出身

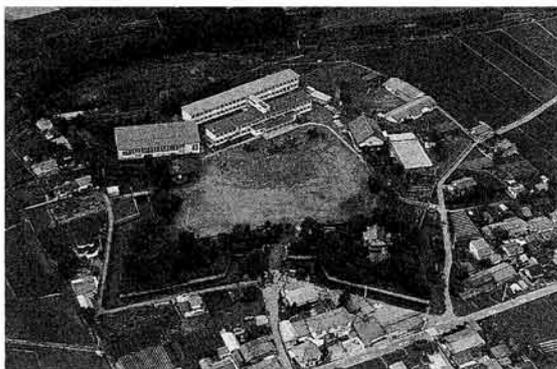
が石川県で、「東大本郷キャンパスの赤門は我が加賀藩主前田家上屋敷の御守殿門である」と話が盛り上がった。そこから竹内現日調連会長とブラタモリ（テレビ番組）の江戸古地図による町めぐりの話となり、竹内会長は東京ご出身とのこと、古地図、家紋等にはこと詳しくご教授頂き、後にご自分で纏められた「日本名所鑑」を贈って頂いた次第である。

ちなみに、江戸時代の屋敷の広さには石高による基準があり、1～2万石の大名で2千5百坪（8,264平方メートル）、5～6万石で5千坪（16,528平方メートル）、10～15万石で7千坪（23,140平方メートル）ほどとされていたようだ。そんな中、加賀藩上屋敷は10万4千坪（343,801平方メートル）もあり、3万石の高遠藩の下屋敷は6万7千坪（221,487平方メートル）、敷地は現在残っているだけでも58.3ヘクタール（17万6千坪、58.3万平方メートル）あるのだ。

また、港区赤坂のアメリカ合衆国駐日大使館宿舎敷地は、現在長野市である松代藩真田家中屋敷のあったところ。ブラタモリに取り上げて頂きたい逸品。

その2、龍岡城五稜郭

以前から佐久支部（軽井沢管轄）会員より、長野県佐久市田口にある龍岡城（たつおかじょう）は、函館の五稜郭とともに日本に二つしかない西洋式城郭のうちの一つであるので必見とのこと、長野県人なら是非とも見ておくべき、と言われていたので見学してきた。



左：城趾、右：御台所櫓（別添；臼田町教育委員会発行「臼田の文化財」より転写）

築城主大給恒（おぎゅうゆずる）氏は、三河奥殿藩の第8代藩主、後に当龍岡藩（信濃田野口藩）の藩主となった人で、後生には日本赤十字社の創設者の一人として知られる。旧名は松平乗謨（まつだいらのりかた）。何故五稜郭を造ったのか、の説として大給氏が三河と信濃の国に領地を持っていたので、幕末の動乱期に拠点を信濃の国田野口（海から一番遠いところ）に移し、洋式築城を持ってフランス式の兵士の訓練所として使用したといわれる。廃城後、城内のほとんどが農地転用され、御台所櫓は農機具倉庫として使用された後に、地元有志によって田口（たのくち）小学校設立の際、校舎として活用された。その後、校舎は新築され御台所櫓を移築（現存）、敷地の中央はグラウンドに活用されている。石垣や水堀は、3方が完全現存しているが、なぜか南西方向が欠けて小学校のプールが本来堀のある場所を渡り西側にあり、南西角は畑となっている。完成を見ず明治維新となっ

たとのことである。

農地拡張をストップさせ、小学校誘致へと導いた先人の努力に敬意を表するとともに現存していることが奇跡かも知れないと感じた。当日は雨降り、なんで此所なのか、正門横の大給氏の胸像を見て歴史探幽していると、小一時間誰ひとり会わなかったのに、入り口横の休憩所で高校生らしきお二人がデートの様子。白いワイシャツがまぶしく、しぐれ雨の中さらに印象的な光景で残った。

その3、鳥羽院庁下文（とばいんのちょうくだしぶみ）

県北部にある小川村は、ごく一般的な山村である。この山々には住職の50代以上も続く由緒あるお寺が複数存在している。私の両親の出身地でもあり最近法事が続いた中、曹洞宗法蔵寺（日本昔話に出てくる猫寺）のご住職より聞いたお話である。「小川村の名の由来は知っていますか」から始まった。

この地は信濃國小川庄（おがわのしょう（最勝寺；平安末期1118年、京都市東山に建てられた六勝寺の一、鳥羽天皇の護願寺、応仁の乱後廃絶）、院政における地方の一荘園）の領地で増證（ぞうしょう（最勝寺領だった信濃國小川荘の預所の荘官だった僧））が管理していたが、実務を担当していた清原家兼が敵対していた池田宗里という武士に殺され、その跡を引き継いだ平維綱（これつな）が現地支配権を脅かすようになった。横暴を見かね、増證がその非法を訴えたところ、院庁（後鳥羽上皇）が、小川庄の現地支配権が増證にあることを改めて明らかにするために発給したもの（権利を保障したもの）が、長野県に残るもっとも古い裁判の判決文書、1145年（天養2年）7月9日付、鳥羽院庁下文（とばいんのちょうくだしぶみ）と呼ばれる裁許状（さいきょじょう）で、小川村の由来は、この小川庄から来ているということだ。



*写真 長野県立歴史館提供

「院庁下文」は、日本で最も古い最高裁判決文ともいわれ、正文では1144年（康治3年）1月24日付、鳥羽院庁下文「九条家文書」に次いで、本文書がこれに次いでいるとのことだ。また、長野県内において年代等が明らかな古文書としては最古のものである。

出典

- ・環境省ホームページ ・文化庁ホームページ
- ・佐久市ホームページ ・ウィキペディアフリー百科事典

長野県立歴史館資料

- ・白田町教育委員会発行「白田の文化財」
- ・信濃資料第2巻
- ・更埴市の指定文化財

*本文は本年、法務通信10月号「土地家屋調査士ひろば」に掲載された内容で、発行社日本加除出版社より掲載の確認を得ています。

「土地調査員之証」

1月末日、長野支部の大先輩会員である松澤藤男先生より封書が届きました。中身はご覧とおおり「土地調査員之証」の現物、友人から頂いたとのこと、本会の資料として寄贈して頂けるとのことでした。

本稿、余白にご紹介させていただきます。

昭和9年当時、川田村は中野税務署管内で、税務署長より村長宛に会員之証が送られ、村長より会員へ手渡されたものと思われます。別添「中野税務所管内土地調査員会会則」が入っていましたが、横長の紙(A3より長い)に漢字とカタカナ、解読未了の為、割愛させていただきます。なお、お名前公開は了解を得ています。



第31回関東ブロック協議会親睦ゴルフ大会報告

木曾支部 越 取 淳 一

新年明けましておめでとうございます、本年も会員の皆様のご活躍をお祈り申し上げます。

さて、昨年のことではありますが11月7日に第31回関東ブロック協議会親睦ゴルフ大会が東京会の当番により東京よみうりカントリークラブにおいて開催されました。今回は東日本大震災復興支援チャリティーも兼ねて連合会との共同開催となりました。昨年長野大会の際、来年の当番会である東京会の方より平成23年度は東京よみうりカントリーで開催を予定していますと伺って、あの日本シリーズJTカップを開催する有名ゴルフ場でプレイできるとなればぜひ参加したいと思って心待ちにしておりました。あいにく都合がつかず前夜祭に参加はできませんでしたが、当日スタート1時間前に到着、思っていたほど豪華な構えの建物でもありませんでしたが、駐車場の一角には運転手控室なる建物がありさすが東京郊外のゴルフ場なる雰囲気があり早速受付を済ませコースへ、クラブハウス前にはあの有名な18番グリーンが見えます、気合をいれていざスタート。同伴の方とはすぐのうちとける事ができ、キャディさんも素晴らしく、天気も良く仕事もせずにゴルフができる幸せを感じながらプレイしました。今回はINスタート、テレビ中継がされるホールが目の前に16番を終えて1オーバーいよいよ17、18番の名物ホールへ17番のロングでバーディをとり18番

はパーで上がればと考えてはいけない事を考えながらティーショットはコースセンターへ、セカンドの残りは200ヤード自慢の2アイアンでグリーンを狙いましたが惜しくもグリーンサイドのラフ、アプローチはまずまずのピン下3mのフックライン、果敢に狙うもはずれてパー（日本シリーズの時も同じようなピンポジションでした）残念、気を取り直していよいよ18番へ、当日のピンは左サイド、距離は200ヤードまたまた2アイアンで打つもグリーンエッジ、受けグリーンだから大丈夫と強気に攻めればと打ったアプローチはなんとピンを3mもオーバー、返しのパーパットは下り傾斜を打ってしまひまさかの大オーバー返しも入らずダブルボギー、残念な18番となってしまいました。

後半戦はお昼のビールが効いたのか6オーバー、トータル9オーバーで終了、180名の参加者中ハンディに恵まれて5位の成績にて賞品を頂く事が出来ました。後になりましたが長野会は4名の参加と少なかったですが、思った以上にアップダウンのコースにて歩幅の短い宮下会長にはご苦労されたと思います、来年は埼玉武蔵カントリークラブでの開催との事です、次こそベストグロスを狙うため奥さんのご機嫌を伺いつつ参加したいと思っております。以上自分の事ばかりでしたが報告いたします。

干支(えと) 薄識

広報部担当 豊島久芳

昨年の松本支部の旅行は東北。地震の爪あとを見たり、観光、宴会と、充実した内容でした。行ったことがある人も多いと思いますが、松島では瑞巖寺の近くにある五大堂にも立ち寄りしました。堂の四面の墓股にはその方位に対して十二支が彫刻されています。

ガイドさん曰く、干支は方位と時間を表し、午(うし)は南の位置で、正に南に太陽があるから正午、それ以前を午前、以後を午後と言うんですよ。なめるほどである。

今年(今年)は還暦だというのにまだまだ知らないことがたくさんあって、これも旅行の醍醐味のひとつかと思いました。

十干(じゅっかん)と十二支で、60通りの組み合わせがあり、60年で循環する循環年法だから還暦というのだが、明治の初め頃までこの干支による年数の数え方が最も一般的だったようで、戊辰(ぼしん)戦争、甲子園などがその年を表した代表例です。

今年(今年)は辰年。元旦から大晦日の間に生まれたから辰年生まれ(正確には壬辰)と考えたらキリがいいのだが、なかなかそうはいかない。干支は古い時代に中国から伝わったので、太陽太陰暦で考えるのが通説。2月3日が旧暦の大晦日にあたり、2月4日の節分が新年にあたります。つまり、2月3日以前に生まれた人は前年の干支、卯年(正確には辛卯)ということにな

ります。自分の干支が違ってたと慌てる人もいるかもしれませんが、高島易断の注意書きにはそう書いてあります。

ちなみに卯年は不毛の大地に草が生い茂る年なのでウサギを当て、辰年はその草原から木が生えて立ち上がる年とされているのでその様子を辰に見立てたと言われています。

今年こそよい年でありますようにと願った古代の人の拠り所だったんでしょうね。それが脈々と現代にまで伝わっているということは昔も今も人の願いは同じなのかも知れません。

余談ですが、干支は測量に関しても無縁ではないようで、地図で南極と北極を結ぶ線、数学的に言えば「北極点と南極点を通る大円」ですが、この緯線のことを子午線と呼びます。これも十二支に由来します。つまり北(子)と南(午)を結ぶ線だから、子午線なのです。

これ以上追求していくと調査士ならぬ陰陽師となってしまいますので、このくらいで。



平成23年度土地家屋調査士試験合格証書交付式

昨年12月7日（水）長野地方法務局において平成23年度土地家屋調査士試験における県内合格者5名への合格証書交付式があり、根岸良一法務局長より1人1人に合格証書が手渡されました。終了後本会会館において宮下会長より調査士会ならびに今後の手続き等の説明が行われました。



法務局長より合格証の授与



宮下会長よりあいさつ

詰将棋

第11回

今回の詰将棋の問題図

	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
六						馬		馬	王	一
七							馬		王	二
八								馬		三
九						龍	銀			四
飛										五
四										六
金										七
銀										八
桂										九
一										
後										
手										
△										

【ヒント】

邪魔駒を捨てます。



▲先手

角銀桂

※解答は47ページにて掲載

(長野支部 北原 匡尚)

佐久長聖中学校土地家屋調査士会見学会の報告

広報部長 佐藤 恵明

長野県土地家屋調査士会、社団法人長野県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の共催事業で、佐久長聖中学校が体験学習の一環として行われている本会会館訪問が、下記の日程でありました。

日程及び担当者

- 第1回 平成24年1月12日（木）
午後1時35分～2時40分
3年A組 35名
本会 松本副会長
豊島広報部理事
公嘱協会 塩川理事長 的場理事
- 第2回 平成24年1月13日（金）
午後1時35分～2時40分
3年B組 35名
本会 松本副会長
佐藤広報部長
公嘱協会 塩川理事長
三原副理事長 的場理事
- 第3回 平成24年1月16日（月）
午後1時35分～2時40分
3年C組 36名
本会 佐藤広報部長
堀口広報部理事
公嘱協会 塩川理事長 的場理事



講義の始めは生徒さんの反応は今一でしたが、パワーポイントを使っての測量及び地図（公図）解説・会議室内にてトータルステーションを使い交代で観測者、ミラーマンを体験して頂き、面積並びに距離当てクイズにより最後は大変なごやかな雰囲気になりました。

今回の体験学習が、新たに106名の皆さんに土地家屋調査士を知っていただく良い機会になりました。

お知らせコーナー

広報部より『土地家屋調査士オリジナルクリアファイル』の紹介

『土地家屋調査士オリジナルクリアファイル』（A4版）を作りました。各事務所のアピール、宣伝等にご活用ください。ご購入を希望される方は、事務局まで必要部数を下記のメール・FAXにてお申し込みください。ただし、部数に限りがございますので、品切れの際はご容赦ください。

価格 一枚60円（税込み）（送料・振込手数料は各自ご負担ください）
（注文は10枚単位でお受けいたします）



表面は透明素材で名刺ポケット付き、裏面では土地家屋調査士の業務紹介をしています。

FAX 026-232-4601

Mail hnk@nlb.or.jp（土地家屋調査士会員専用）



機密性2 完全性2 可用性2

法務省民二第2585号
平成23年11月7日

法務局長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局長

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正について（通達）

司法書士法施行規則及び土地家屋調査士法施行規則の一部を改正する省令（平成23年法務省令第31号）の施行に伴い、平成17年2月25日付け法務省民二第456号当職通達「不動産登記事務取扱手続準則」の一部を下記のとおり改正し、平成23年11月7日から実施することとしましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

記

第49条第2項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の一号を加える。

(2) 日本司法書士会連合会又は日本土地家屋調査士会連合会が提供する情報に基づき発行された電子証明書（司法書士法施行規則（昭和53年法務省令第55号）第28条第2項又は土地家屋調査士法施行規則（昭和54年法務省令第53号）第26条第2項の規定により法務大臣が指定するものに限る。）

日調連発第313号
平成23年11月9日

各土地家屋調査士会長 殿
連合会役員 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正について（通知）

標記について、法務省民事局長から法務局長及び地方法務局長あての通達が別添のとおり発せられた旨情報提供を受けましたので、参考までに通知します。

なお、本改正は、資格者代理人による本人確認情報の提供に関するもので、本月7日に公布された司法書士法施行規則及び土地家屋調査士法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴うものであり、同日から実施されることとなっております。

日調連発第342号
平成23年11月29日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

東日本大震災に伴う地盤変動により停止されていた基準点測量成果の再測量後の成果
公表されたことに伴う地積測量図の作成等における留意点について（通知）

この度、標記について、別添のとおり法務省民事局民事第二課から連絡がありましたので、
お知らせします。

なお、後日、標記についての解説資料（連合会作成）を送付する予定でありますので、この
旨申し添えます。

○ 不動産登記事務取扱手続準則（平成17年2月25日付け法務省民二第456号法務省民事局長通達）の一部改正 新旧対照表（第49条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（資格者代理人による本人確認情報の提供） 第49条（略） 2 規則第72条第3項の資格者代理人であることを証する情報は、次に掲げるものとする。 (1)（略） (2) <u>日本司法書士会連合会又は日本土地家屋調査士会連合会が提供する情報に基づき発行された電子証明書（司法書士法施行規則（昭和53年法務省令第55号）第28条第2項又は土地家屋調査士法施行規則（昭和54年法務省令第53号）第26条第2項の規定により法務大臣が指定するものに限る。）</u> (3)（略） (4)（略） (5)（略） 3・4（略）</p>	<p>（資格者代理人による本人確認情報の提供） 第49条（同左） 2 規則第72条第3項の資格者代理人であることを証する情報は、次に掲げるものとする。 (1)（同左） (新設) (2)（同左） (3)（同左） (4)（同左） 3・4 略</p>

事 務 連 絡
平成23年11月17日

日本土地家屋調査士会連合会 御中

法務省民事局民事第二課

東日本大震災に伴う地殻変動により停止されていた基準点測量成果の再測量後の成果が公表されたことに関する地積測量図の作成等における留意点について、法務省民事局・地方方法務局に対し、別添のとおり通知を発送いたしましたので、参考送付します。



機密性 2 完全性 2 可用性 2
法務省民二第2775号
平成23年11月17日

法務省民事行政部長 殿
(東京,名古屋,仙台)
地方方法務局長 殿
(横浜,さいたま,千葉,水戸,宇都宮,前橋,
甲府,長野,新潟,岐阜,福井,金沢,富山,
福島,山形,盛岡,秋田,青森)
(上記以外の局は参考送付)

法務省民事局民事第二課長

東日本大震災に伴う地殻変動により停止されていた基準点測量成果の再測量後の成果が公表されたことに関する地積測量図の作成等における留意点について(通知)国土交通省国土地理院(以下「地理院」という。)は、本年3月11日に発生した地震災害の影響に伴い、東北地方及びその周辺で地殻変動が大きかった東日本の各地の基準点測量成果(電子基準点、三角点、水準点)の公表を停止していましたが、当該基準点の再測量が完了して、本年10月31日、その成果を公表しました(電子基準点の成果については、本年5月31日から公表)。

その成果の公表に伴い、分筆の登記等に伴って登記所に提出される地積測量図の作成等に係る留意点を下記のとおりとしますので、この旨、貴管下登記官に周知願います。

記

- 1 基準点測量成果の公表が停止されていたが、再測量の成果が公表された地域
東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、新潟県、岐阜県、福井県、石川県、富山県、宮城県、福島県、山形県、岩手県、秋田県及び青森県
- 2 基準点の再測量の成果が公表された地域において提出される地積測量図の取扱い
(1) 本年10月31日より後の測量に基づき作成された地積測量図
近傍に基本三角点等があり、当該基本三角点等が再測量又は地理院の示す方式による座標変換(以下「パラメータ変換」という。)がされたものである場合は、原則として、その基本三角点等を基準点の測量をしなければならぬ。
したがって、近傍の基本三角点等が再測量又はパラメータ変換がされていれば、それを基にした測量の結果を記録したものであるかを確認するものとする。また、地積測量図に、当該基本三角点等の座標値が、再測量又はパラメータ変換がされたものであることの記録(使用する基本三角点等の点名の横に記録)を求めるとする。
また、近傍の基本三角点等が再測量又はパラメータ変換がされていない場合であっても、原則として当該基本三角点等を基に測量を行い、当該基本三角点等の情報

を地積測量図に記録し、点名の横に再測量又はパラメータが変換されたい旨を併せて記録することを求めることとする。この場合の筆界点座標値は、任意座標として取り扱うものとする。

(2) 本年3月11日から10月31日までの間の測量に基づき作成された地積測量図再測量又はパラメータ変換がされていない近傍の基本三角点等を基に測量されたものについては、原則として、本年10月31日に公表された基準点の再測量の結果を基に当該基本三角点等の座標値を改算し、筆界点座標値も修正し、さらに当該基本三角点等の点名の横に再測量又はパラメータを変換した旨を地積測量図に記録することを求めることとする。

(3) 本年3月11日より前の測量に基づき作成された地積測量図

基準点測量成果の公表が停止されてから約8か月を経過したことから、本年3月11日より前に測量した成果に基づいて作成された地積測量図が今後提出されることは少ないものと見込まれるが、このような地積測量図については、本年3月18日付け法務省民二第695号法務省民事局民事第二課長通知の3のとおり、震災後に相対的位置関係に異動が生じていないか点検がされた結果が、不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第93条ただし書に規定する土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人が作成した不動産に係る調査に関する報告(これと同等の官公署等が作成する調査報告を含む。)に記録されていることを確認し、調査を行うものとする。点検がされていない場合は、点検を求めるものとする。

また、道路関係事業等の公共事業に関する測量について、本年3月11日より前の測量成果に基づいて作成された地積測量図の取扱いは、嘱託をした国又は地方公共団体等と別途協議するものとする。

(4) その他

今後、基本三角点等は、その管理者により、順次、再測量又はパラメータ変換がされていくこととなると思われるが、予算等の関係から、作業が遅れるおそれがある。

基本三角点等について、その管理者が再測量又はパラメータ変換を行っていない場合に、申請代理人である土地家屋調査士が自らパラメータ変換を行い、それを地積測量図に記録したときは、管理者がパラメータ変換を行ったものに準じた取扱いとすることとし、地積測量図の基本三角点等の点名の横にその旨の記録を求めるものとする。

なお、基本三角点等について、移動量が少なく、本年3月11日以降も引き継ぎ測量成果の公表がされているものについては、従前どおりの取扱いとし、本通知を考慮する必要はない。

3 地図情報システムへの筆界点座標値の入力

地積測量図に記録された筆界点座標値が任意座標として取り扱われる場合を除き、再測量又はパラメータ変換された基本三角点等に基づき測量された筆界点座標値は、公共座標と同程度の精度があるものであるが、地図情報システムに登録されている登記所備付地図の筆界点座標値がパラメータ変換されていないため、誤差が大きく、座標値入力による分筆の処理が困難となることが想定される。このような場合には、現在のとこ、他に採るべき対応策がないため、辺長入力等により、処理を行うものと

する。
なお、地図情報システムにおける地図の筆界点座標値のパラメータ変換に係る機能は、本年度末を目途に開発される予定である。その後、各登記所の端末において、地図の筆界点座標値のパラメータ変換が可能となるが、詳細については、追って連絡するものとする。

4 日本土地家屋調査士会連合会への連絡
本通知については、日本土地家屋調査士会連合会に対しても参考送付しているものである。

日調連発第358号
平成23年12月13日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

法務省民事局民事第二課長通知の送付について（通知）

法務省民事局民事第二課長から法務局民事行政部長及び地方方法務局長あて下記の通知が発せられましたので、参考のため通知します。

なお、調整割合を使用した事務の取扱いは、本月15日から実施される予定です。おつて、補足として、同通知に記載されている別添「調整割合表」については、法務局ホームページ (http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/cyouseiwariiai_index.html) において詳細が掲載されております。

記

平成23年12月6日付け法務省民二第2926号 法務省民事局民事第二課長通知

「東日本大震災に関し被災者生活再建支援法が適用された地域に所在する不動産についての所有権の移転等の登記に関する登録免除税の課税標準の取扱いにおける調整割合について（通知）」

【参考】

平成23年12月6日付け法務省民事局民事第二課補佐官事務連絡

平成23年10月24日付け法務省民二第2504号 法務省民事局民事第二課長依命通知

長調発第1111号
平成23年12月2日

会員各位

長野県土地家屋調査士会
会長 宮下 照也

基本三角点等のパラメーター変換について

平成23年11月17日付け法務省民二第2775号の通知について

12月1日、長野地方法務局総括表示登記専門官半田登記官と打ち合わせた結果、東京法務局管内でこのことについて、統一した指示が出るように現在調整中であるので、指示が出るまでは今まで通りの取扱をするように。との回答がありましたのでお知らせ致します。

税務
印民

【機密性2 完全性2 可用性2】

法務省民二第2926号
平成23年12月6日

法務局民事行政部長 殿
地 方 法 務 局 長 殿

(東日本大震災に関し被災者生活再建支援法が
適用された地域を管轄していない局にあっては
参考送付)

法務省民事局民事第二課長

東日本大震災に関し被災者生活再建支援法が適用された地域に所在する不動産についての所有権の移転等の登記に関する登録免許税の課税標準の取扱いにおける調整割合について（通知）

標記の課税標準の取扱いについては、本年10月24日付け法務省民二第2504号をもって当館から貴局宛て依命通知したところですが、その中で別途定めるところとしていた調整割合を下記のとおり定めましたので、通知します。

なお、この調整割合は、現在国会で審議中の「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案」の施行の日の翌日以降に受け付ける事件から適用することとします。

おって、本年3月11日以降にされた登記の申請の際に納付された登録免許税の還付についての具体的な事務処理の流れ及び開始時期等については、別途連絡します。

記

1 土地の調整割合について

別添「調整割合表」のとおり。

なお、調整割合表の適用に当たり、固定資産課税台帳上の評価が登記記録上の

【機密性2 完全性2 可用性2】

地目とは異なる現況地目をもって行われている場合にあっては、当該現況地目に応じた調整割合表の適用される区分を適用するものとする（例えば、登記記録上は雑種地であるものの、固定資産税の評価においては現況宅地として評価されている場合には、当該地域における「宅地」についての調整割合を適用する。）。

おって、警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域（以下「警戒区域等」という。）に指定された区域内にある土地（小字の一部の区域が警戒区域等に指定された場合における当該小字内の警戒区域等に指定されていない区域内にある土地を含む。次項において同じ。）については、評価の先例がない上、不動産市場が成立しておらず、「調整割合」を定めることは困難であることから、便宜、その価額を「0」と認定して差し支えないものとする。

2 建物の調整割合について

全壊、半壊又は一部損壊の別に応じて、それぞれ、0%、50%又は95%とする。

なお、警戒区域等に指定された区域内にある土地の上に所在する建物についても、上記1の土地の取扱いと同様、便宜、その価額を「0」と認定して差し支えないものとする。

3 その他

緊急時避難準備区域に指定された区域内にある土地及び同土地上に所在する建物（小字の一部の区域が緊急時避難準備区域に指定された場合における当該小字内の緊急時避難準備区域に指定されていない区域内にある土地及び同土地上に所在する建物を含む。）については、本年9月30日付けをもって当該区域の指定が解除されているが、少なくとも本年度中は、上記1及び2の取扱いを継続するものとする。



法務省
印民

機密性2 完全性2 可用性2

事務連絡
平成23年12月6日

法務局民事行政部首席登記官 殿
(不動産登記担当)
地方法務局首席登記官 殿
(不動産登記担当)

(東日本大震災に関し被災者生活再建支援法が
適用された地域を管轄していない局にあっては
参考送付)

法務省民事局民事第二課 伊藤補佐官

東日本大震災に関し被災者生活再建支援法が適用された地域に所在する不動産に
ついての所有権の移転等の登記に関する登録免許税の課税標準の取扱いにおける
調整割合について

標記については、本日付け法務省民事第二課2926号をもって民事第二課長から貴局宛
て通知されたところですが、その実施に当たっては、下記の点に留意願います。

記

1 登記の申請（登記の嘱託を含み、以下、単に、「申請」という。）のうち、調整割合
表の別紙の地図（以下「別紙地図」という。）により表示されている区域に所在する
土地に係るものについては、原則として、申請人又は嘱託者（以下、単に、「申請人」
という。）から、別紙地図を利用して、申請に係る土地が所在する位置を申し出てい
ただくこととします。窓口に別紙地図の写しを備え付けるなどして対応願います。

なお、当該申出を受けた登記官は、当該土地の所在について、別紙地図に表示され
た区域の内外の判断ができる場合を除き、原則として、登記所保管の各種資料と照ら
し合わせることで、当該土地が別紙地図に表示された区域に所在する土地であ
るかどうかが確認することとします。

おって、今回の地震及び津波によって土地の境界が不明確となったり、地震変動に
伴って土地の位置が不規則に移動している地域もある等の事情により、また、当該土
地の所在が別紙地図に表示された区域の境界部分に存すること等により、上記の確認

機密性2 完全性2 可用性2

の結果によっても、当該土地の所在の別紙地図に表示された区域の内外が判然としな
いような場合には、申請どおりに取り扱って差し支えありません。

2 建物に適用させる調整割合を決定するに当たり、建物の「全壊」、「半壊」又は「一
部損壊」の別を判断するときは、本年10月24日付け法務省民事第二課2504号をも
って法務省民事局民事第二課長から貴局宛て依命通知した記第4に従って判断願いま
す。

なお、「り災証明書」の提出が不可能な場合には、提出できない理由を記載した申
出書と、建物の被害の程度が分かる資料（例：建物の被害状況が分かる写真等）の提
出を求めるとします。

3 本取扱いを開始した後を受けた申請について、調整割合が適用される土地であ
るにもかかわらず、調整割合を適用することなく算出した登録免許税を納付して申請
がされた場合には、通常の過大納付がされた申請と同様の処理を行うものとします。

4 申請に係る対象不動産が建物のみであり、かつ、申請情報に調整割合の適用の記載
がない場合であって、当該建物について調整割合を適用すべき事案か否かが判然とし
ないときは、申請人に本取扱いの趣旨等を説明するなどした上で、調整割合の適用が
ない建物であるかどうかについて確認を行うものとします。

また、一の申請情報によって、土地のほかに建物についても申請がされており、か
つ、申請情報に土地についてのみ調整割合の適用の記載（例 調整割合0・90適用）
がある場合には、当該建物について調整割合を適用すべき事案か否かが判然としない
ときであっても、申請人において本取扱いを承知していることが伺われるので、調整
割合の適用がない建物であるかどうかについての確認を行う必要はありません。

なお、上記の場合であっても、当該建物が警戒区域等に指定された区域内にある土
地の上に所在する建物である等、調整割合を適用すべき事案であることが明らかであ
るときは、上記の確認をすることなく、調整割合を適用するものとします。

5 平成23年度内に固定資産課税台帳価格の改定が行われない見込みとなった市町村
が存する場合は、速やかに、適宜の様式にて当該宛て（担当：法規係河瀬）提出願いま
す。



【機密性2 完全性2 可用性2】
 法務省民二第2504号
 平成23年10月24日



法務局民事行政部長 殿
 地方法務局長 殿

(東日本大震災に関し被災者生活再建支援法が
 適用された地域を管轄していない間にあっては
 参考送付)

法務省民事局民事第二課長

東日本大震災に関し被災者生活再建支援法が適用された地域に所在する不動産についての所有権の移転等における登録免許税の課税標準の取扱いについて(依命通知)

標記の登録免許税の課税標準として不動産の価額を用いる場合には、当該不動産が所在する市区町村が東日本大震災後に固定資産課税台帳の価格を改定するまでの間は、下記第3及び第4のとおり登記の時ににおける不動産の価額を認定するのが相当地と考えますので、通知します。

なお、本通知の取扱いは、本年3月11日に遡って適用することとしますので、同日以降、本通知の取扱いによることなく、固定資産課税台帳の価格を用いて登録免許税を課税した所有権の移転等の登記については、本通知に従って登録免許税の額を再計算し、その額と納付済みの登録免許税の額との差額につき過大納付があったものとして、別途連絡する方法に従って処理願います。

おって、具体的な事務処理の流れ及び開始時期については、別途連絡します。

記

- 第1 対象となる不動産について
- 1 土地について

東日本大震災に関し被災者生活再建支援法が適用された地域に所在し、かつ、



東日本大震災に係る
 被災者生活再建支援法の適用地域

平成23年8月18日現在

都道府県名	該当市町村
青森県	県内全域
岩手県	県内全域
宮城県	県内全域
福島県	県内全域
栃木県	県内全域
茨城県	県内全域
千葉県	県内全域
埼玉県	加須市のうち旧大利根町 及び旧北川辺町 久喜市
東京都	板橋区
新潟県	十日町市 中魚沼郡津南町
長野県	下水内郡栄村

【機密性2 完全性2 可用性2】

第3に規定する「調整割合」が適用される土地を対象とする。

2 建物について

東日本大震災に関し被災者生活再建支援法が適用された地域に所在し、かつ、登記の申請に当たり、市区町村発行の「り災証明書」等により、全壊、半壊又は一部損壊であることを明らかにした建物（登記の前に補修が完了している建物を除く。）を対象とする。

第2 対象となる登記の申請について

第1の不動産について行う次の登記の申請（登録免許税の課税標準として不動産の価額を用いる登記の申請）及び登記につき債権金額を課税標準として登録免許税を課する場において一定の債権金額がないときに課税標準として不動産の価額をもって債権金額とみなす登記の申請（登録免許税法（昭和42年法律第35号）第111条参照）を対象とする。

- 1 所有権の保存の登記
- 2 所有権の移転の登記
- 3 地上権、永小作権、賃借権又は探石権の設定、転貸又は移転の登記
- 4 信託の登記（ただし、先取特権、質権又は抵当権の信託の登記を除く。）
- 5 相続財産の分権の登記
- 6 1 から5までに関する仮登記

第3 土地について用いる「調整割合」について

国税庁においては、本月ないし11月に、「東日本大震災により相当な被害を受けた地域として財務大臣の指定する地域（指定地域）内にある土地等（特定土地等）の評価方法」において、震災による地価下落を反映した「調整率」を示す予定としている。

そこで、登記の申請の場面においては、国税庁が定める「調整率」を参考として、当該「調整割合」に基づき、震災後に用いる「調整割合」を定めることとしており、当該「調整割合」に基づき、震災後における土地の価額を認定することとする。

第4 建物について用いる「調整割合」について

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）においては、被害があった日以後において納付すべき相続税又は

【機密性2 完全性2 可用性2】

贈与税（延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税を除く。）のうち、被害を受けた部分に対する税額を免除することとされているところ（第4条）、具体的な被害割合は、全壊・流失・埋没・倒壊の場合（倒壊に準ずるものを含む。）（注：被害建物の残存部分に補修を加えても、再び建物として使用することができない場合、建物の主要構造部の被害額がその建物の時価の50%以上であるか、損失部分の床面積がその建物の総床面積の70%以上である場合）にあつては100%と、また、半壊の場合（注：建物の主要構造部の被害額がその建物の時価の20%以上50%未満であるか、損失部分の床面積がその建物の総床面積の20%以上70%未満で残存部分を補修すれば再び使用することができる場合）にあつては50%、一部損壊の場合（注：建物の主要構造部の被害が半壊程度には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた場合）にあつては5%としている。

そこで、登記の申請の場面においては、上記被害割合を参考として、当該において建物について用いる「調整割合」（具体的には、全壊、半壊又は一部損壊の別に応じて、それぞれ、0%、50%又は95%の「調整割合」）を定めることとしているので、全壊、半壊又は一部損壊であることを明らかにした市区町村発行の「り災証明書」等の添付を求めた上で、当該「調整割合」に基づき、震災後における建物の価額を認定することとする。

なお、全壊の建物が滅失したと認められれば、そもそも所有権の移転の登記はすることができず、また、全壊の建物について所有権の移転の登記が申請される場面は少ないと思われるが、このような申請がされた場合には、0%の「調整割合」を適用して差し支えない。

第5 登記の申請情報の記載について

以下の例を参考として取り扱う。

1 土地の場合

本通知の対象となる土地の表示の下に、「調整割合 0.85適用」のよう記載する。

2 建物の場合

本通知の対象となる建物の表示の下に、「調整割合 0.95適用」のよう記載する。

日 調 連 発 第 3 6 1 号
 平 成 2 3 年 1 2 月 1 5 日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

法務省民事局民事第二課長及び同商事課長依命通知の送付について（通知）

法務省民事局民事第二課長及び同商事課長から法務局民事行政部長及び地方法務局長あてに下記の依命通知が、別添のとおり発せられた旨の情報提供を受けましたので、参考までに通知します。

記

平成23年12月12日付け法務省民二民商第2993号 法務省民事局民事第二課長及び同商事課長依命通知

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律の施行について（依命通知）」

【機密性2 完全性2 可用性2】

第6 具体的な課税標準の算定方法について

- 1 土地の場合（固定資産課税台帳に登録された不動産の価格が600万円で、「調整割合」が0.80とされた場合）
 $600万円 \times 0.80 = 480万円$ （課税標準）
- 2 建物の場合（1）（固定資産課税台帳に登録された不動産の価格が500万円
 で、半壊の場合）
 $500万円 \times 0.50 = 250万円$ （課税標準）
- 3 建物の場合（2）（固定資産課税台帳に登録された不動産の価格が500万円
 で、一部損壊の場合）
 $500万円 \times 0.95 = 475万円$ （課税標準）

本
商
民
印

法務省民二第2993号

平成23年12月12日

法務局民事行政部長 殿
地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局民事第二課長
法 務 省 民 事 局 商 事 課 長

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律の施行について（依命通知）

登録免許税法（昭和42年法律第35号）に係る事務については、昭和42年7月22日付け法務省民事第2121号民事局長通達「登録免許税法の施行に伴う登記事務の取扱いについて」等により取り扱われているところですが、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号。以下「改正法」という。）が本月2日に公布されるとともに、施行され、これにより、登録免許税法が下記のとおり改正されましたので、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

記

- 1 登録免許税法第31条第1項中「掲げる」が「定める」と改められた（改正法第5条）。
- 2 登録免許税法第31条第2項中「1年」が「5年」と改められた（改正法第5条）。
- 3 1及び2については、施行日の翌日以降に受ける登記等に係る登録免許税について適用し、施行日以前に受けた登記等に係る登録免許税については、なお従前の例によることとされた（改正法附則第31条）。

不1(31)第332号
平成23年12月20日

長野県土地家屋調査士会長 殿

長野地方方法務局首席登記官 平林正章
(不動産登記担当)

東日本大震災に伴う地盤変動により停止されていた基準点測量成果の再測量後の成果が公表されたことに伴う地積測量図の作成等における留意点について

平素は、登記行政の円滑な運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記については、法務省民事局民事第二課長から本年11月17日付け法務省民事第2775号通知（以下、「通知」という。）が発出されました（別紙参考）。

つきましては、今後作成される地積測量図について、原則として通知のとおり取扱うことといたしますが、留意点を下記のとおりとします。貴会会員の皆様には御周知いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 再測量又はパラメータ変換がされていない近傍の基本三角点等を基に測量され、管理者による基本三角点等の再測量又はパラメータ変換が実施されている場合の取扱いについて

再測量又はパラメータ変換後の成果を反映した基本三角点等の座標値及び境界点の座標値を記録し、再測量又はパラメータ変換がされたものであることを記録（使用する基本三角点等の点名の横に記録）することとします。

2 管理者による基本三角点等の再測量又はパラメータ変換が実施されていない場合の土地家屋調査士による改算、パラメータ変換の取扱いについて（通知2（2）及び（4）関係）

現在、その運用について管区局に確認中であるので、当分の間、通知2（1）後段のとおり取扱うこととします。

参 考

法務省民二第2775号
平成23年11月17日

法務局民事行政部長 殿

(東京、名古屋、仙台)

地 方 法 務 局 局 長 殿

(横浜、さいたま、千葉、水戸、宇都宮、前橋、

甲府、長野、新潟、岐阜、福井、金沢、富山、

福島、山形、盛岡、秋田、青森)

(上記以外の局は参考送付)

法務省民事局民事第二課長

東日本大震災に伴う地殻変動により停止されていた基準点測量成果の再測量後の成果が公表されたことに伴う地積測量図の作成等における留意点について(通知)国土交通省国土地理院(以下「地理院」という。)は、本年3月11日に発生した地震災害の影響に伴い、東北地方及びその周辺で地殻変動が大きかった東日本の各地の基準点測量成果(電子基準点、三角点、水準点)の公表を停止してまいりましたが、当該基準点の再測量が完了したとして、本年10月31日、その成果を公表しました(電子基準点の成果については、本年5月31日から公表)。

その成果の公表に伴い、分筆の登記等に併せて登記所に提出される地積測量図の作成等に係る留意点を下記のとおりとしますので、この旨、貴管下登記官に周知願います。

記

- 1 基準点測量成果の公表が停止されていたが、再測量の成果が公表された地域
東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、新潟県、岐阜県、福井県、石川県、富山県、宮城県、福島県、山形県、岩手県、秋田県及び青森県
- 2 基準点の再測量の成果が公表された地域において提出される地積測量図の取扱い
(1) 本年10月31日より後の測量に基づき作成された地積測量図
近傍に基本三角点等があり、当該基本三角点等が再測量又は地理院の示す方式による座標変換(以下「パラメータ変換」という。)がされたものである場合は、原則として、その基本三角点等を基準点の測量をしなければならぬ。
したがって、近傍の基本三角点等が再測量又はパラメータ変換がされていれば、それを基にした測量の結果を記録したものであるかを確認するものとする。また、地積測量図に、当該基本三角点等の座標値が、再測量又はパラメータ変換がされたものであることの記録(使用する基本三角点等の点名の横に記録)を求めるものとする。
また、近傍の基本三角点等が再測量又はパラメータ変換がされていない場合であっても、原則として当該基本三角点等を基に測量を行い、当該基本三角点等の情報

参 考

を地積測量図に記録し、点名の横に再測量又はパラメータ変換されていない旨を併せて記録することを求めることとする。この場合の筆界点座標値は、任意座標として取り扱うものとする。

(2) 本年3月11日から10月31日までの間の測量に基づき作成された地積測量図再測量又はパラメータ変換がされていない近傍の基本三角点等を基に測量されたものについては、原則として、本年10月31日に公表された基準点の再測量の成果を基に当該基本三角点等の座標値を改算し、筆界点座標値も修正し、さらに当該基本三角点等の点名の横に再測量又はパラメータ変換した旨を地積測量図に記録することを求めることとする。

(3) 本年3月11日より前の測量に基づき作成された地積測量図

基準点測量成果の公表が停止されてから約8か月を経過したことから、本年3月11日より前に測量した成果に基づいて作成された地積測量図が今後提出されることとは少ないものと見込まれるが、このような地積測量図については、本年3月18日付け法務省民二第695号法務省民事局民事第二課長通知の3のとおり、震災後に相対的位置関係に異動が生じていないか点検がされた結果が、不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第93条ただし書に規定する土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人が作成した不動産に係る調査に関する報告(これと同等の官公署等が作成する調査報告を含む。)に記録されていることを確認し、調査を行うものとする。点検がされていない場合は、点検を求めるものとする。

また、道路関係事業等の公共事業に関する測量について、本年3月11日より前の測量成果に基づいて作成された地積測量図の取扱いは、嘱託をした国又は地方公共団体等と別途協議するものとする。

(4) その他

今後、基本三角点等は、その管理者により、順次、再測量又はパラメータ変換がされていくこととなると思われるが、予算等の関係から、作業が遅れるおそれがある。

基本三角点等について、その管理者が再測量又はパラメータ変換を行っていない場合に、申請代理人である土地家屋調査士が自らパラメータ変換を行い、それを地積測量図に記録したときは、管理者がパラメータ変換を行ったものに準じた取扱いとすることとし、地積測量図の基本三角点等の点名の横にその旨の記録を求めるものとする。

なお、基本三角点等について、移動量が少なく、本年3月11日以降も引き続き測量成果の公表がされているものについては、従前どおりの取扱いとし、本通知を考慮する必要はない。

3 地図情報システムへの筆界点座標値の入力

地積測量図に記録された筆界点座標値が任意座標として取り扱われる場合を除き、再測量又はパラメータ変換された基本三角点等に基づき測量された筆界点座標値は、公共座標と同程度の精度があるものであるが、地図情報システムに登録されていく登記所備付地図の筆界点座標値がパラメータ変換されていないため、誤差が大きくなり、座標値入力による分筆の処理が困難となることが想定される。このような場合には、現在のとおり、他に採るべき対応策がないため、辺長入力等により、処理を行うものとする。

参 考

する。
 なお、地図情報システムにおける地図の筆界点座標値のパラメータ変換に係る機能は、本年度末を目的に開発される予定である。その後、各登記所の端末において、地図の筆界点座標値のパラメータ変換が可能となるが、詳細については、追って連絡するものとする。

- 4 日本土地家屋調査士会連合会への連絡
 本通知については、日本土地家屋調査士会連合会に対しても参考送付しているものである。

不 1 (3 1) 第 3 号
 平成 2 4 年 1 月 5 日

長野県土地家屋調査士会長 殿



長野地方法務局首席登記官 平林正章
 (不動産登記担当)

東日本大震災に伴う地盤変動により停止されていた基準点測量成果の再測量後の成果が公表されたことに伴う地積測量図の作成における記録方法について平素は、登記行政の円滑な運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記地積測量図の作成等の留意点については、平成23年12月20日付け不1(31)第332号(以下、「当職通知」という。)により御通知申し上げたところですが、地積測量図への具体的な記録方法について法務省民事局民事第二課から別添のとおり記録の例の送付がありましたので、貴会会員の皆様にご周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、当職通知の2の取扱いに変更はありませんので、御留意願います。

東日本大震災に伴う地殻変動により停止されていた基準点測量成果の再測量後の成果が公表されたことに伴う
地積測量図の作成における記録方法について

1 基本三角点等に基づく測量

	地積測量図の記録方法		座標の性質
	点名横の記録の例	確認の方法	
本年10月31日 より後の測量に 基づき作成さ れた地積測量 図	管理者が、近傍の基本三角点等の再測量又はパラメータ変換をしている	「管理者のパラメータ変換による」 「管理者の再測量による」	公共座標
	管理者が、近傍の基本三角点等の再測量又はパラメータ変換をしていない(次欄を除く。)	「再測量又はパラメータ変換がされていない」	任意座標
	管理者が、近傍の基本三角点等の再測量又はパラメータ変換をしていないもの、作成者(土地区画調査士)が自らパラメータ変換をしている	「作成者のパラメータ変換による」	公共座標に準ずる
本年3月11日 から10月31日 までの間の測 量に基づき作 成された地積 測量図	近傍の基本三角点等の再測量又はパラメータ変換がされていないもの、本年10月31日に公表された基準点の再測量の成果を基に、作成者が基本三角点等の座標値を改算し、筆界点座標値も修正した	「作成者の改算による」 「作成者のパラメータ変換による」 「作成者の改算、パラメータ変換による」	公共座標に準ずる
	近傍の基本三角点等の再測量又はパラメータ変換がされておらず、作成者が改算等も行っていない	「再測量がされていない」 「パラメータ変換がされていない」	任意座標

測量及び測量図作成者	確認の方法等	座標の性質
本年3月11日より前の測量に基づき作成された地積測量図	震災後に相対的位置関係に異動が生じていないか点検がされた結果が、不動産登記規則(平成17年法務省令第18号。以下「規則」という。)第93条ただし書きに規定する調査報告書に記載されていることを確認し、点検がされていない場合は、点検を求める。(平成23年3月18日付け法務省民二第695号民事局民事第二課長通知の3参照)	任意座標
国又は地方公共団体等	震災後に相対的位置関係に異動が生じていないか点検がされた結果が、規則第93条ただし書きに規定する調査報告書に記載されていることを確認し、点検がされない場合は、点検を求める(平成23年3月18日付け法務省民二第695号民事局民事第二課長通知の3参照)。なお、公共事業後に囑託されるものについて、大規模に点検測量を求めることが事実上困難であると判断される場合は、点検内容(点検の範囲)等について、登記官と個別に協議する。	任意座標

2 電子基準点に基づく測量

点検	確認の方法	座標の性質
本年3月11日より前の測量に基づき作成された地積測量図	震災後に相対的位置関係に異動が生じていないか点検がされた結果が、規則第93条ただし書きに規定する調査報告書に記載されていることを確認し、点検がされていない場合は、点検を求める。	任意座標
本年5月31日より後の測量に基づき作成された地積測量図	不要	公共座標

※ 電子基準点に基づく測量については、本年3月11日から本年5月30日までに行われることは想定されないため、例を示していない。



不 1 (3 1) 第 3 8 号
平 成 2 4 年 2 月 7 日

長野県土地家屋調査士会長 殿



長野地方方法務局首席登記官 (不動産登記担当)



長野地方方法務局首席登記官 (法人登記担当)

長野地方方法務局登記部門事務室内へのパーテーションの設置等について (お知らせ)

平素は、法務行政の円滑な運営につきまして、深い御理解と格別の御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当局登記部門においては、登記申請書類の適正管理及び登記相談員の有効活用等を徹底させるため、この度、事務室内に職員以外の皆様の立入を制限するパーテーションを設置することになりました。

つきましては、パーテーション設置の趣旨を御理解いただき、当局の適正・円滑な事務処理に対し、引き続き御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、貴会員の皆様にも、この旨を周知いただきますよう、併せてお願い申し上げます。

不 1 (3 1) 第 2 9 号
平 成 2 4 年 1 月 3 1 日

長野県土地家屋調査士会長 殿

長野地方方法務局不動産登記部門

首席登記官 平 林 正 章

地図情報システムの稼働前に提出された土地所在図等の取扱いについて
平素は、登記行政の円滑な運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当局大町支局においては、平成22年11月29日から地図情報システムの運用を開始しておりますが、その運用開始前に提出された土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図 (以下「各種紙図面」という。) については、法務省民事局登記情報センターにおいて地図情報システムへの一括登録が、平成24年3月1日に完了する予定となっております。

つきましては、各種紙図面は、下記のとおり取扱うこととなりますので留意いただくとともに、併せて、貴会員の皆様に御周知いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 登記官は、土地図面つづり込み帳、地役権図面つづり込み帳、建物図面つづり込み帳につづり込まれた各種紙図面を不動産登記規則 (平成17年法務省令第18号。以下「規則」という。) 第20条第2項に基づき登記所の管理する電磁的記録に記録して保存した場合、当該帳簿をもって申請書類つづり込み帳につづり込んだものとして取り扱う。

2 規則第20条第2項に基づき電磁的記録に記録して保存した後は、申請書の添付情報と位置付けられるため、不動産登記法 (平成16年法律第123号) 第121条第1項に定める登記簿の附属書類のうち法令で定める図面には当たらず、同条第2項により、請求人が利害関係を有する部分に限り、これを閲覧に供することができる。

会務日誌

年月日	用 件	出 席 者	場 所
23. 10. 6 10. 7	第1回全国会長会議 ① 連合会報告 ② 意見交換・会長間情報交換・各会要望	宮下会長	日 調 連
23. 10. 11	長野地方法務局との打合せ 土地家屋調査士の非行為に関して	宮下会長、上原副会長	長 野 地 方 法 務 局
23. 10. 11	公嘱協会 公益目的事業推進会議	上原副会長	うるおい館
23. 10. 13	長野地方法務局との打合せ 調測要領について	宮下会長、小山副会長 菅澤部長	長 野 地 方 法 務 局
23. 10. 14	第4回 理事会 審議事項 ①紹介配布用会員名簿について ②その他 協議事項 ①慶弔規定の見直しについて ②役員等選任規則について ③その他 報告事項	正・副会長、各理事 荻原監事	会 館
23. 10. 14	第1回 注意勧告理事会 ①土地家屋調査士の非行為に関する調査結果について	宮下会長、各副会長 部長	会 館
23. 10. 18	ADR関与者研修会	小泉委員長、相馬副委員長、 上原副委員長、 各運営委員、各関与者 各認定土地家屋調査士	伊那市生涯 学習センター (いなっせ)
23. 10. 18	広報部会議 ①無料相談会準備 ②その他	松本副会長、佐藤部長	会 館
23. 10. 20	一日合同行政相談 伊那支部 全相談数 39件 調査士業務関係 1件	小林宏美支部長、	いなっせ
23. 10. 21	伊那支部研修会	伊那支部 各会員	いなっせ
23. 10. 25	関ブロ総務担当者会同 ①法務局統廃合に関連した支部のあり方 ②会員への苦情処理対応及び執務指導について ③その他	芦澤副会長兼総務部長	土地家屋 調査士会館
23. 10. 25	関ブロ財務担当者会同 ①会費の徴収について ②会員数動向について ③支部が行う活動への助成制度について ④自家共済制度について ⑤役員手当について	松本副会長兼財務部長	土地家屋 調査士会館

年月日	用 件	出 席 者	場 所
	⑥東日本大震災支援について ⑦その他		
23. 10. 25	関プロ業務・社会事業担当者会同 ①土地建物調査要領の改定について ②大規模災害に伴う登記手続きについて ③地図の作成整備について ④その他	菅澤業務研修部長	土地家屋 調査士会館
23. 10. 25	関プロ研修担当者会同 ①平成23年度各会の研修について ②今後の研修について ③土地家屋調査士CPDについて ④その他	小山副会長	土地家屋 調査士会館
23. 10. 25	関プロ広報担当者会同 ①各会広報活動の状況 ②相談会について ③各会独自のパンフレット・リーフレット等の 作成 ④7月31日の調査士の日にイベント等を考 えている会は ⑤その他	佐藤広報部長	土地家屋 調査士会館
23. 10. 25	諏訪支部研修会	諏訪支部 各会員	諏訪市公民館
23. 10. 26	第3回ADR運営委員会 ①関与者研修会の事後検討ならびに今後の研修 計画について ②関東ブロック（ADR11）からのアンケ ートについて ③手続（測量鑑定業務他）における疑問点 ④その他	小泉委員長、相馬副委員 長、上原副委員長 各運営委員	会 館
23. 11. 1	筆特・ADR連携連絡委員会	上原副会長、松本副会長 藤森委員、法務局職員	会 館
23. 11. 1	第2回測量研修委員会 ①測量マニュアル策定について ②その他	小山副会長、蓑輪委員長、 各委員	会 館
23. 11. 4	飯田支部研修会	飯田支部 各会員	飯伊地域地場 産業振興センター
23. 11. 6	「東日本大震災復興支援」チャリティー ゴルフ大会前夜祭	宮下会長、芦澤副会長	京王プラザ ホ テ ル
23. 11. 7	「東日本大震災復興支援」チャリティー ゴルフ大会	宮下会長、芦澤副会長、 長野会参加希望会員	東京よみうり カントリークラブ
23. 11. 8	土地家屋調査士の行う表示登記無料相談会 長野支部	担当理事・担当ADR運営委 員、支部長 各支部会員各位 他	若里市民 文化ホール
23. 11. 10	一日合同行政相談 上田支部 全相談数 73件 調査士業務関係 2件	北澤 博支部長、	パ レ オ
23. 11. 11	土地建物実地調査要領改定の説明会	各会員	長野県民 文化会館

年月日	用 件	出 席 者	場 所
23. 11. 13	土地家屋調査士の行う表示登記無料相談会 飯田支部	担当理事・担当ADR運営委員、支部長 各支部会員各位 他	飯田市地域 交流センター
23. 11. 13	土地家屋調査士の行う表示登記無料相談会 伊那支部	担当理事・担当ADR運営委員、支部長 各支部会員各位 他	いなっせ
23. 11. 15	平成23年度上半期監査会 ① 平成23年度上半期 業務監査 ② 平成23年度上半期 会計監査	宮下会長、松本副会長、 中塚次長 北澤・荻原・井口監事	会 館
23. 11. 16	上田支部研修会	上田支部 各会員	上田市公民館
23. 11. 16 17	ADR 1 1 研修会及び担当者会同	上原副会長、田口理事 小泉ADR委員長	ホテル エビナール那須
23. 11. 17	佐久支部研修会	佐久支部 各会員	佐久勤労者 福祉センター
23. 11. 19	土地家屋調査士の行う表示登記無料相談会 木曾支部	担当理事・担当ADR運営委員、支部長 各支部会員各位 他	木曾郡民会館
23. 11. 22	関プロ内政治連盟会長との打合会 ① 各会の活動状況について ② 単位会と政治連盟のあり方について ③ その他	宮下会長	土地家屋 調査士会館
23. 11. 22	土地家屋調査士の行う表示登記無料相談会 松本支部	担当理事・担当ADR運営委員、支部長 各支部会員各位 他	松本市勤労者 福祉センター
23. 11. 25	土地家屋調査士の行う表示登記無料相談会 諏訪支部	担当理事・担当ADR運営委員、支部長 各支部会員各位 他	諏訪市公民館
23. 11. 25	第3回 災害対策委員会 ①災害対策に関する規程の再検討 ②災害対策マニュアルの検討 ③連絡体制のシミュレーション方法の検討 ④その他	芦澤副会長、松本副会長 各理事	会 館
23. 11. 26	大町支部研修会	大町支部 各会員	おおまち情報 センター
23. 11. 26	土地家屋調査士の行う表示登記無料相談会 飯山支部	担当理事・担当ADR運営委員、支部長 各支部会員各位 他	中野市 市民会館
23. 11. 28	土地家屋調査士の行う表示登記無料相談会 佐久支部	担当理事・担当ADR運営委員、支部長 各支部会員各位 他	佐久勤労者 福祉センター
23. 11. 29	土地家屋調査士の行う表示登記無料相談会 上田支部	担当理事・担当ADR運営委員、支部長 各支部会員各位 他	上田市役所 南庁舎
23. 12. 1	第4回 業務研修部会 ①支部研修会の報告	小山副会長、菅澤部長、 金田次長、各理事	会 館

年月日	用 件	出 席 者	場 所
	②報酬についての研究 ③93条報告書について ④第2回全体研修会への対応 ⑤関ブロ担当者会同の協議事項の取り纏めと 長野会での方針について ⑥その他		
23. 12. 2	第3回総務部会 ①法務局実態調査（規則39条2項関係）について実施計画、調査内容の検討 ②日調連規程の変更について ③会員証変更の件 ④苦情処理問題に関する件 ⑤土地家屋調査士職業賠償責任保険について ⑥長野県土地家屋調査士会災害対策に関する規則（案）の検討 ⑦平成24年1月27日開催予定の支部長会について ⑧その他 12月14日第5回理事会提案議題について	上原副会長、芦澤副会長、各理事	会 館
23. 12. 2	第4回 広報部会 ①理事会上程案件について ②今後の広報活動について ③無料相談会の経過状況について ④関ブロ担当者会同の協議事項の取り纏めと 長野会での方針について ⑤その他	松本副会長、佐藤部長、各理事	会 館
23. 12. 2	飯山支部研修会	飯山支部 各会員	安楽荘
23. 12. 3	群馬会公開講座 「境界」と「公図」 講師 寶金 敏明	菅澤部長	J Aビル
23. 12. 7	第6回 正副会長会議 ①12月14日開催理事会について ②各部関ブロ担当者会同の協議事項取り纏めと長野会の方針について ③その他	宮下会長、各副会長	会 館
23. 12. 7	調査士試験合格者授与式	宮下会長	長野地方法務局
23. 12. 7	調査士試験合格者入会説明会	宮下会長	会 館
23. 12. 8	松本支部研修会	松本支部 各会員	長野県松本文化会館
23. 12. 8	土地建物実地調査要領改定の説明会	各会員	長野県松本文化会館
23. 12. 8	第3回 関ブロ正副会長会議 ①平成23年度事業経過について ②平成23年度事業計画の概要について ③その他	宮下会長	神奈川県土地家屋調査士会館
23. 12. 8	第2回 関ブロ研修委員会 ①第32期新人研修の総括と今後の課題 ②第33期新人研修の企画	小山副会長	神奈川県土地家屋調査士会館

年月日	用 件	出 席 者	場 所
23. 12. 9	長野支部研修会	長野支部 各会員	若里市民文化ホール
23. 12. 14	第5回 理事会 審議事項 ①24年度会員顕彰者推薦について ②災害対策委員会規程について 協議事項 ①会員証更新について ②諸規程集印刷について ③法務局実態調査(調査士法施行規則39条の2)について ④3月12日会員研修会について ⑤93条調査報告書について 報告事項	正・副会長、各理事 井口監事	会 館
23. 12. 15	第1回境界鑑定委員会 ① 正副委員長の選出 ② 年間事業計画について ③ その他	委員各位	会 館
23. 12. 21	第3回測量研修委員会	蓑輪委員長、各委員	会 館
24. 1. 8	小坂憲次 新春の集い	松本副会長	メルパルク 長野
24. 1. 11	埼玉会 新年賀詞交歓会	宮下会長	浦和ロイヤル パインズホテル
24. 1. 11	行政書士会 平成24年新年賀詞交歓会	上原副会長	サンパルテ 山 王
24. 1. 12	本会见学研修(第1回) 佐久長聖中学校 3年A組 ・調査士業務、会務についての説明講義	松本副会長、豊島理事	会 館
24. 1. 13	本会见学研修(第2回) 佐久長聖中学校 3年B組 ・調査士業務、会務についての説明講義	松本副会長、佐藤部長	会 館
24. 1. 14	公明党 新春賀詞交歓会	上原副会長	ホテル 国際 2 1
24. 1. 16	本会见学研修(第3回) 佐久長聖中学校 3年C組 ・調査士業務、会務についての説明講義	佐藤広報部長、堀口理事	会 館
24. 1. 17	東京会 新春交礼会	宮下会長	東京ドームホテル
24. 1. 18	土地家屋調査士法施行規則第39条の2の規程による実態調査	上原副会長、芦澤副会長 松本副会長、小山副会長 猪飼理事、竹花理事 関理事	本 局 上田支局 伊那支局
24. 1. 19	日調連 新春交礼会	宮下会長	東京プ°リンスホテル
24. 1. 19 24. 1. 20	第2回全国会長会議 ① 連合会報告 ② 公嘱協会の態様について	宮下会長	土地家屋 調査士会館

年月日	用 件	出 席 者	場 所
	③ 土地家屋調査士の行う業務の拡大について ④ 意見交換・会長間情報交換・各会要望		
24. 1. 21	民主党 2012年新春交歓会	上原副会長	ホテル メトロポリタン 長野
24. 1. 24	第5回 広報部会 ①23年度活動状況振り返り ②24年度事業計画について ③24年度予算案について ④その他	松本副会長、佐藤部長、 各理事	会 館
24. 1. 24	会報編集委員会 ①会報185号編集について	松本副会長、佐藤部長、 各委員	会 館
24. 1. 26	第1回表示登記研究委員会 ① 表示登記実務に関する諸問題等について	小山副委員長、菅澤部長 各委員	長 野 地 方 法 務 局
24. 1. 27	支部長会・長調政連合同会議 ① 支部長会から本会運営に対しての要望等について ② 各部報告並びに支部への依頼等について	正副会長・各部長・ 各支部長・長調政連役員	会 館
24. 1. 28	若林けんた2012年新春のつどい	宮下会長	ホテル 国際 2 1
24. 1. 31	第4回ADR運営委員会 報告事項 ① 業務報告 ② ADR 1 1 参加報告 ③ その他 審議事項 ① 任期満了となる関与者の後任候補者の推薦について ② 相談手続における調査士である補佐人が相手方に対して調停手続の説明をすることの是非について ③ 様式8号1の修正について ④ 相談員・調停員・調査員・鑑定等実施員の業務手引及び心得並びに関係様式について ⑤ 手続終了後の事務手続の確認について ⑥ 次年度研修計画案について ⑦ 次年度事業計画案並びに予算計画案について ⑧ その他	宮下会長、小泉委員長、 相馬副委員長、上原副委 員長、各運営委員	会 館

第11回詰将棋の解答と解説

【解答】

▲2二角、△同玉、▲3三竜、△同桂、▲3四桂、△3一玉、(△2一玉または△1一玉も正解) ▲2二銀まで7手詰め。

【解説】

初手は銀か角の王手しかありません。▲5五角は△4四歩で失敗です。▲3三角は以下△同桂、▲2二銀△同玉、▲3三竜(▲3三銀成)、△1一玉で失敗です。2二に駒を捨て玉を危険地帯に誘いたいところです。安い駒の銀を捨てるのが普通なので初手は▲2二銀としてみます。△同玉の一手に▲1四桂は△3一玉、▲5三角、△4二香で失敗です。▲3三角も△3一玉で失敗です。もし竜がいなかったら▲3四桂、△3一玉、▲2二角で詰みます。よって▲3三竜として以下△同桂、▲3四桂、△2一玉となり、さてトドメと思ったら持ち駒には頭の丸い角しかありません。これでは失敗です。何がいけなかったのでしょうか。そもそも初手に銀を捨てたのが間違いでした。初手は▲2二角として銀を温存して最後に▲2二銀とすれば、見事な詰めです。

編集後記

諏訪湖の御神渡し

私の住む諏訪地方では寒さが厳しくなってくると、諏訪湖の御神渡し（おみわたり）が期待されるようになります。

御神渡しと言うのは、氷点下10度ほどの冷え込みが数日続き、諏訪湖が全面結氷し、その氷が気温の上下によって亀裂や膨張を繰り返し、盛り上がって山脈のように見える自然現象のことを言います。

御神渡しも、ただ氷が盛り上がれば良いというわけではありません。正確には諏訪大社上社の方から下社の方へ向かうものを言うそうです。また、人剣神社の神官が御神渡しかどうかを認定する拝観式というものを行い、ここで過去の記録と照らし合わせながら湖面の割れ目などを見て、その年の農作物の出来、天候、世相などを占うのです。

調べてみたところ、この記録は14世紀ごろから続いているそうです。

最近は温暖化のせいか、見る事が出来ない年が多くなっておりませんが、私が子供のころには諏訪湖の水も厚く、御神渡しは毎年のように出来ていた記憶があります。

現在は、冬になると「氷に乗らないでください」と注意勧告の放送が鳴り響きますが、私の小学生時代には、リンクが諏訪湖に作られ、そこでスケート教室が行われました。当時は下駄スケートで足が大変冷たかった思いが強烈に残っております。

また高校生の頃には、仲の良かったI君と二人で今の高浜公園辺りに自分たちのスケートリンクを作ったり、アイスホッケーの真似ごとをしたり、近くまで御神渡しを見に行ったこともあります。その時の記憶では、1m程氷が盛り上がり、氷の向こう側へ行くことは大変困難であり、御神渡りの盛り上がりの少ないところを通り、下諏訪から上諏訪方面へ滑って行きました。ただ、釜穴と呼ばれる氷の薄い箇所があり、注意が必要でした。

私の親の時代には、自動車が諏訪湖に乗ったり、飛行機が舞い降りたという話も聞いたことがあります。

今では信じられないかもしれませんね。

先日新聞をみると、今年は7～8割ほど結氷しているそうで、この先も気温が上がらなければ、今年は御神渡りの可能性が高いそうです。

久々の御神渡しに期待し、明るい兆しのある1年であるように願うばかりです。

会報編集委員 堀 口 隆

会報なごの第185号

平成24年2月20日発行

発行 長野県土地家屋調査士会
会長 宮下 照也

〒380-0872
長野市大字南長野妻科399-2
TEL 026 (232) 4566
FAX 026 (232) 4601
URL <http://nlb.or.jp>
E-Mail naganolb@nlb.or.jp

編集者 広報部

印刷 中央プリント(株)



KAIHO NAGANO KAIHO NAGANO